

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当制度が変更になります

【児童手当制度の拡充内容】

①支給対象年齢を18歳までに拡大

児童手当の支給対象となる子の年齢が18歳まで拡大されます。平成18年4月2日以降生まれ～平成21年4月1日生まれ（高校生年代）の子が新たに支給対象となります。

②所得制限の撤廃

所得に関係なく児童手当が支給されます。※父母等のうち所得が高い方が児童手当の受給対象者となります。

③第3子以降の支給額を増額

第3子以降の支給額を月額15,000円から月額30,000円に増額します。

※第3子以降の加算対象は0歳から高校生年代となります。

④大学生相当年代の子を第3子加算のカウント対象に追加【申請が必要です】

現在は高校生年代から数えて第3子以降を加算対象としていますが、新たに児童手当の受給者が生活費等を経済的に負担している大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）の子から数えて3番目以降の子を加算対象とします。

⑤児童手当支給月の増加

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に変更されます。

制度拡充後の最初の支払日は令和6年12月を予定しています。

※令和6年10月分～11月分を令和6年12月に支給します。

【児童手当制度拡充後の支給額】

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

【申請期限】 ※裏面のフローチャートを確認の上、申請手続きをしてください。

現在児童手当を受給しておらず、新たに児童手当の受給対象となる方や、既に児童手当を受給していて大学生年代の子を第3子カウントの対象にする方は、令和6年10月25日(金)までに申請手続きが必要です。申請方法等については、町ホームページをご覧ください。福祉子育て課子育て支援係までお問い合わせください。

※上記期限以降の受付分は令和7年2月以降にお振込みいたします。

※制度拡充に係る申請の最終期限は令和7年3月31日(月)必着です。

最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分から遡って支給することはできません。



児童手当制度改正
ホームページ